

人 材 紹 介 契 約 書

_____と（以下「甲」という）と、株式会社ドルフィン・エイド（以下「乙」という）は以下の業務について下記の通り基本契約を締結する。

第1条（目的）

甲は乙に対し、甲の必要とする人材の紹介を依頼し、乙は求職者を甲に紹介するものとする。

第2条（紹介手数料）

1. 甲は、乙が紹介した人材（以下「丙」という）が入社（入職）した場合、人材紹介の対価として雇用形態及び職種に応じた紹介手数料を乙に支払うものとする。甲は、紹介手数料を、丙が入社した日の属する月の翌月末日までに、乙の指定する金融機関口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、甲の負担とする。
2. 紹介手数料の算定基準については、以下の定めに従うものとする。
 - ①紹介手数料は、推定年収に30%を乗じた金額とし、就業条件確認書に明示するものとする。
 - ②雇用形態のうち常勤職員とは、雇用時の契約において週32時間以上勤務する職員とする。非常勤職員は雇用時の契約において週32時間未満勤務する職員とする。常勤職員、非常勤職員の区別は雇用期間に関わらないものとする。
 - ③紹介手数料の算定の基礎となる「推定年収」とは月例給与（諸手当含む）及び賞与の1年分とし、雇用契約時において予定された額によるものとする。
但し、以下の定めに従うものとする。
 - 1）残業代や歩合給、業績給などはあらかじめ算定できる範囲で月例給与に加える。
 - 2）賞与については、賞与計算対象期間を全期間勤務したものとして1年間に支給されるべき総額とし、入社の日割計算等の対象となる場合であっても、かかる1年分の満額を算入するものとする。また雇用契約時においてかかる賞与の総額の全部または一部が特定されない場合、特定されない部分については甲における前年度の支給実績から見込まれる金額を乙が合理的に算出するものとする。
 - 3）試用期間中の雇用条件その他入社年度のみに適用される雇用条件（以下「入社初年度雇用条件」という）があるときは、入社初年度雇用条件が適用されなかった場合に1年間に支給されるべき総額に基づき算出するものとする。
 - ④雇用時の契約において非常勤として採用しても、あらかじめ常勤職員になる時期が確定している場合、常勤職員の紹介手数料により算定するものとする。
 - ⑤丙の入社後1カ月以内に丙の就業形態に変更が生じた場合は、紹介手数料は変更後の就業形態に応じて変更されるものとし、丙の就業形態の変更が1カ月経過以降に生じた場合は、紹介手数料は変更されないものとする。紹介手数料が変更された場合、甲及び乙は変更前の紹介手数料を清算するものとし、甲は丙の就業形態変更後の就業条件確認書をあらかじめ乙に提出しなければならない。
- ⑥実務研修受講試験合格者は介護支援専門員に含むものとする。
3. 甲による内定後、甲の都合により内定を取り消した場合でも、甲は本条第1項に基づき乙に紹介手数料を支払うものとする。
4. 甲による内定後に、丙の上陸許可または在留資格の許可が下りなかった場合でも、甲は本条第1項に基づき乙に紹介手数料を支払うものとする。但し、甲乙狭義の上、紹介手数料を変更することができるものとする。
5. 甲は、本契約の期間中または期間後においても、丙を最終の面接日から1年以内に採用する場合は、乙に対し、その旨を通知のうえ第1項に基づき紹介手数料を支払うものとする。
6. 甲は就業条件書に定める紹介手数料を、請求書に定める期日までに乙の指定する口座に振り込むものとする。振込手数料は甲の負担とする。
7. 甲が乙に支払うべき金額が支払期日までに支払われなかったときは、乙は甲に対し、支払期日の翌日から支払完了日までの日数に応じ、支払遅延金額に対し年14.6%の割合で計算した額を遅延利息として請求することができる。

第3条（職業紹介サービスに関する早期離職等の措置）

1. 丙が、甲による内定後に丙に起因する事由により甲に入社しなかった場合、及び、甲に入社した日から3ヶ月以内に丙に起因する事由により退職または解雇となった場合で、乙が丙の入社しなくなったことが確定した日または離職日から起算し6ヶ月以内に乙の基準により丙と同等のレベルとされる人材を紹介した場合は、丙が入社したことによって発生した人材紹介料は消滅せず、既払いの人材紹介料の払い戻しは行わないものとする。また、丙が甲に入社しなかった場合で、乙が甲に本条項に基づき代替の人材を紹介し、当該人材が甲に入社した場合、甲は乙に対し、前条に従い丙の紹介手数料に代わり入社した人材に関する紹介手数料を支払うものとする。
2. 乙が甲に対して前項に基づき人材を紹介することができなかった場合で、甲が乙に対し第2条に基づき紹介手数料を支払い済みの場合、乙は甲に対して、以下の表の割合に基づき紹介手数料を返金するものとする。

離職時期	返還する紹介料
入社から1ヶ月未満	70%
入社から2ヶ月未満	50%
入社から3ヶ月未満	30%
入社から6ヶ月未満	10%

3. 甲は本条第1項及び第2項の適用のため、丙が離職者した場合には、丙の退職及び退職日を確認することができる文書を乙に、丙の離職日から10営業日以内に提出するものとする。
4. 丙が、甲の提示した採用条件と実際の労働条件が異なるため離職に至った場合、その他甲の責めに帰すべき事由により離職に至った場合、乙は甲に対し本条第1項及び前項にかかわらず代替の人材は紹介及び紹介手数料の返金を行わない。